

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月30日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 堤純也及び取締役副社長 國吉芳夫は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成22年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社、連結子会社3社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の2/3に達している事業拠点、及び連結子会社のうち事業の特性等に鑑み、重要性が高いと判断した事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕掛品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、人件費、販売手数料及び外注費に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、各事業拠点において財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを評価対象として追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従いまして、当連結会計年度末日における当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

### 記

当社及び当社子会社である株式会社AMSにおいて業容拡大の必要性に迫られる中、当社の主要事業であるモデルウェアの開発販売とは全く異なる未経験の異種事業、すなわち広告及びEC事業に、当社グループ内に専門的知識を有する者がいないまま顧問的立場での援助を要請した外部者の主導の下に進出した結果、契約実体の存在が疑わしい取引が行われ、当社のライセンス販売事業も含めて、外部者によって資金が循環するような不適切な取引が行われました。これに伴い、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成20年8月期から平成22年8月期第3四半期までの間の、有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を、平成22年8月27日に関東財務局に対して提出いたしました。

このような不適切な取引が行われることを防止できなかった内部統制の不備の内容は、当社及び株式会社AMSにおいて、新規事業の知識、経験を有する人材がいなかった全社的な内部統制の不備、また子会社管理が不十分であった当社の全社的な内部統制の不備であります。このため、当社グループの役職員のリスク管理意識が不十分となりまた当社の取締役会による経営監視機能が十分に発揮されませんでした。

なお、上記事実は、当連結会計年度末日直前に発覚したため、当該重要な欠陥を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

## 4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、不適切な取引の発生に至ったことの原因分析および問題点抽出結果に基づき、以下の是正措置をすすめておりますが、これらの是正措置により、平成23年8月期中に重要な欠陥の是正を完了する予定であります。

### 1. 企業風土の醸成・意識改革

#### (1) リスク管理意識の向上

特に新規分野への進出におけるリスクの洗い出しとコントロールの検討、及びリスク管理についての教育計画の検討と実施

#### (2) コンプライアンス意識の向上

行動指針を含む企業憲章、内部統制の基本方針の見直し、コンプライアンス方針の制定及び役職員向けのコンプライアンス教育の検討と実施

## 2. 経営・業務管理体制等の強化

### (1) 取締役会による監視の実効性の確保

取締役会の相互牽制の実効性を高めるため社外取締役の増員を実施

取締役会における充実した審議を確保するために、付議、報告にあたり提出すべき資料及び情報のリスト化、並びに上程の際のフォームの見直し

### (2) グループ会社管理体制の強化

実効性のあるグループ会社管理を行うべく、チェックすべき事項や頻度の明確化、及び業務マニュアルの策定と実施

### (3) 業務管理・運営体制の強化

与信管理、取引実体の確認体制の強化

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。